

第107回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

2019年度

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

- 連結計算書類
 - 連結貸借対照表
 - 連結損益計算書
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
- 計算書類
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
- 監査報告書
 - 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
 - 計算書類に係る会計監査人の監査報告書
 - 監査役会の監査報告書

明星電気株式会社

当社は、第107回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、2020年6月8日(月)から当社ホームページ (<http://www.meisei.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	<u>7,264,759</u>	流動負債	<u>3,132,733</u>
現金及び預金	138,409	買掛金	1,332,238
受取手形及び売掛金	5,656,965	短期借入金	571,295
製品	270,727	リース債務	41,545
仕掛品	545,377	未払金	181,754
原材料及び貯蔵品	634,198	未払法人税等	137,574
その他	45,705	未払消費税等	232,797
貸倒引当金	△26,623	前受金	102,808
		製品保証引当金	149,792
		賞与引当金	223,935
		受注損失引当金	34,816
		その他	124,175
固定資産	<u>3,811,439</u>	固定負債	<u>2,121,824</u>
有形固定資産	(3,373,506)	リース債務	73,330
建物及び構築物	351,456	退職給付に係る負債	1,303,011
機械装置及び運搬具	181,222	環境対策引当金	16,177
土地	2,537,889	再評価に係る繰延税金負債	729,305
リース資産	114,837		
建設仮勘定	5,538	負債合計	5,254,557
その他	182,562		
無形固定資産	(49,839)	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	34,510	株主資本	<u>4,191,819</u>
その他	15,329	資本金	2,996,530
投資その他の資産	(388,093)	利益剰余金	1,203,236
投資有価証券	104,964	自己株式	△7,947
退職給付に係る資産	7,447	その他の包括利益累計額	<u>1,629,822</u>
繰延税金資産	243,782	土地再評価差額金	1,664,999
その他	50,770	退職給付に係る調整累計額	△35,177
貸倒引当金	△18,870		
		純資産合計	5,821,641
資産合計	11,076,199	負債・純資産合計	11,076,199

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月 1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		8,105,320
売 上 原 価		6,278,734
売 上 総 利 益		1,826,586
販売費及び一般管理費		1,254,793
営 業 利 益		571,792
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,806	
受 取 配 当 金	6	
受 取 賃 貸 料	16,974	
そ の 他	6,126	24,914
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,429	
支 払 手 数 料	3,448	
株 式 管 理 費 用	9,938	
為 替 差 損	77	
固 定 資 産 除 売 却 損	2,598	
そ の 他	4,280	24,774
経 常 利 益		571,932
特 別 損 失		
和 解 金	40,000	
特 別 損 失 合 計		40,000
税金等調整前当期純利益		531,932
法人税、住民税及び事業税		137,674
法人税等調整額		12,680
法人税等合計		150,355
当期純利益		381,577
親会社株主に帰属する当期純利益		381,577

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月 1日から
2020年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,996,530	954,385	△7,449	3,943,465
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△132,726		△132,726
親会社株主に帰属する当期純利益		381,577		381,577
自 己 株 式 の 取 得			△498	△498
土地再評価差額金の取崩		-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-
当 期 変 動 額 合 計	-	248,851	△498	248,353
当 期 末 残 高	2,996,530	1,203,236	△7,947	4,191,819

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,664,999	13,491	1,678,491	5,621,956
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△132,726
親会社株主に帰属する当期純利益				381,577
自 己 株 式 の 取 得				△498
土地再評価差額金の取崩	-		-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	△48,668	△48,668	△48,668
当 期 変 動 額 合 計	-	△48,668	△48,668	199,684
当 期 末 残 高	1,664,999	△35,177	1,629,822	5,821,641

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社
明星マネジメントサービス株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

連結子会社の決算日は3月31日で、連結決算日と同一です。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品、仕掛品……………個別法、先入先出法による原価法

原材料……………先入先出法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 7年

その他(工具・器具及び備品) 3～5年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によります。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 製品保証引当金
製品の無償保証期間中の修理費に充てるため、売上高に対する無償修理発生額の実績割合を基準として計上しているほか、製品に係るクレーム処理費用の支出に備えるため、過去における発生実績に基づき、翌連結会計年度以降のクレーム費用発生見込額を計上しております。
 - ③ 受注損失引当金
受注プロジェクトの損失に備えるため、進行中のプロジェクトのうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、当連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることが可能なプロジェクトについて、翌連結会計年度以降の損失見積額を引当計上しております。
 - ④ 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ⑤ 環境対策引当金
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理費用を合理的に見積り、その処理費用見積額を計上しております。
- (4) その他の連結計算書類を作成するための重要な事項
- ① 重要なヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産又は負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

工事契約に係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるものについては工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他については工事完成基準を適用しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑥ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑦ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社グループは、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3, 620, 742千円
2. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再 評 価 の 方 法：土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日：2001年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
：1, 332, 684千円

3. 偶発債務

当社は、2013年4月8日付けで東京地方裁判所において訴訟の提起を受けておりましたが、2020年3月12日付で原告との間で和解が成立しております。

これに伴い、和解金（特別損失）40百万円を計上しております。

(1) 訴訟の提起に至った経緯

積水化学工業株式会社は、当社からOEM供給（受託者が、製品を設計した上で、委託者のブランド名で製品を製造し、委託者に供給すること）を受けていた製品の設計不備に起因し、顧客宅に設置された製品の電源ユニットが発火する火災事故が発生したとして、積水化学工業株式会社が負担することとなったリコール費用について賠償を求める訴えを提起したものです。

(2) 訴訟を提起した者

- ① 名称 積水化学工業株式会社
- ② 所在地 大阪府大阪市北区西天満二丁目4番4号
- ③ 代表者 代表取締役 根岸 修史

(3) 訴訟の内容及び請求金額

- ① 訴訟の内容
不法行為に基づき、発生した損害の一部請求
- ② 損害賠償請求金額
1,274,274千円及びこれに対する2012年12月13日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

4. 受取手形割引高

受取手形割引高

103,327千円

Ⅲ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

普通株式	当連結会計年度期首	13,279,633株
	増加	一株
	減少	一株
	当連結会計年度末	13,279,633株

2. 自己株式に関する事項

普通株式	当連結会計年度期首	7,001株
	増加	663株
	減少	一株
	当連結会計年度末	7,664株

(注) 増加数は既存株主からの単元未満株式の買い取りによるものです。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通 株式	132,726	10	2019年3月31日	2019年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通 株式	132,719	10	2020年3月31日	2020年6月25日

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等が中心であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用することもあり、資金調達については銀行借入等によっております。デリバティブは、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、期日管理及び残高管理を行いながらリスク低減を図っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。定期的な時価や発行体の財務状況等を把握して確認しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。借入金については、営業取引に係る資金調達が主であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	138,409	138,409	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,656,965		
貸倒引当金	△26,623		
	5,630,341	5,630,341	—
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	104,264	109,700	5,435
(4) 買掛金	(1,332,238)	(1,332,238)	—
(5) 短期借入金	(571,295)	(571,295)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注3) 非上場株式(連結貸借対照表計上額700千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが困難なため上表には記載しておりません。

V 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、群馬県伊勢崎市において、賃貸用の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 387,145千円

時価 238,620千円

(注) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価」に基づいて自社で算定した金額であります。

VI 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 438円64銭

2. 1株当たり当期純利益 28円75銭

(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 381,577千円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 381,577千円

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	7,255,655	流動負債	3,143,212
現金及び預金	118,410	買入掛金	1,337,191
受取手形	3,710	短期借入金	571,295
売掛金	5,653,254	リース債務	41,545
製品	270,727	未払金	201,893
原材料	630,287	未払費用	103,470
仕掛品	545,377	未払法人税等	137,364
貯蔵品	3,901	未払消費税等	228,658
前払費用	27,512	前受金	102,808
未収入金	18,427	預り金	11,800
その他	10,669	製品保証引当金	149,792
貸倒引当金	△26,623	受注損失引当金	34,816
		賞与引当金	220,374
		その他の	2,200
		固定負債	2,103,081
固定資産	3,847,458	リース債務	73,330
有形固定資産	(3,373,506)	退職給付引当金	1,284,269
建物	338,226	環境対策引当金	16,177
構築物	13,230	再評価に係る繰延税金負債	729,305
機械及び装置	179,329		
車両運搬具	1,893		
工具・器具及び備品	182,562		
土地	2,537,889		
リース資産	114,837		
建設仮勘定	5,538		
無形固定資産	(49,692)		
ソフトウェア	13,974		
ソフトウェア仮勘定	34,510		
その他	1,208		
投資その他の資産	(424,259)		
投資有価証券	104,964		
関係会社株式	19,730		
前払年金費用	31,080		
長期前払費用	4,305		
繰延税金資産	236,583		
その他	46,464		
貸倒引当金	△18,870		
資産合計	11,103,113	負債合計	5,246,294
		(純資産の部)	
		株主資本	4,191,819
		資本金	2,996,530
		利益剰余金	1,203,236
		利益準備金	227,100
		その他利益剰余金	976,136
		繰越利益剰余金	976,136
		自己株式	△7,947
		評価・換算差額等	1,664,999
		土地再評価差額金	1,664,999
		純資産合計	5,856,818
		負債・純資産合計	11,103,113

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月 1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		8,105,320
売 上 原 価		6,291,203
売 上 総 利 益		1,814,117
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,228,481
営 業 利 益		585,635
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,806	
受 取 配 当 金	6	
受 取 賃 貸 料	17,154	
そ の 他	6,112	25,079
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,429	
支 払 手 数 料	3,448	
株 式 管 理 費 用	9,938	
為 替 差 損	77	
固 定 資 産 除 売 却 損	2,598	
そ の 他	4,230	24,724
経 常 利 益		585,990
特 別 損 失		
和 解 金	40,000	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	269	
特 別 損 失 合 計		40,269
税 引 前 当 期 純 利 益		545,721
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		142,335
法 人 税 等 調 整 額		12,680
法 人 税 等 合 計		155,015
当 期 純 利 益		390,705

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月 1日から
2020年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資本金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,996,530	213,827	731,429	945,257	△7,449	3,934,337
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		13,272	△145,998	△132,726		△132,726
当 期 純 利 益			390,705	390,705		390,705
自 己 株 式 の 取 得					△498	△498
土地再評価差額金の取崩				-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-		-
当 期 変 動 額 合 計	-	13,272	244,706	257,979	△498	257,481
当 期 末 残 高	2,996,530	227,100	976,136	1,203,236	△7,947	4,191,819

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,664,999	1,664,999	5,599,337
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△132,726
当 期 純 利 益			390,705
自 己 株 式 の 取 得			△498
土地再評価差額金の取崩	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	257,481
当 期 末 残 高	1,664,999	1,664,999	5,856,818

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)
- (2) 子会社株式……移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券……時価のないもの
移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

- (1) 製品、仕掛品：個別法、先入先出法による原価法
- (2) 原材料：先入先出法による原価法
- (3) 貯蔵品：最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)：定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～50年
機械及び装置	7年
工具・器具及び備品	3～5年
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)：定額法によります。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品の無償保証期間中の修理費に充てるため、売上高に対する無償修理発生額の実績割合を基準として計上しているほか、製品に係るクレーム処理費用の支出に備えるため、過去における発生実績に基づき、翌事業年度以降のクレーム費用発生見込額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注プロジェクトの損失に備えるため、進行中のプロジェクトのうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることが可能なプロジェクトについて、翌事業年度以降の損失見積額を引当計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、当事業年度末において、確定給付企業年金制度につきましては、年金資産が退職給付債務を上回っているため、「前払年金費用」として投資その他の資産に計上しております。

(6) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理費用を合理的に見積り、その処理費用見積額を計上しております。

5. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,620,742千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務
- (1) 関係会社に対する金銭債権
- | | |
|---------|-----------|
| 売掛金 | 486,684千円 |
| 未収入金 | 10,866千円 |
| 流動資産その他 | 37千円 |
- (2) 関係会社に対する金銭債務
- | | |
|-------|-----------|
| 買掛金 | 4,953千円 |
| 短期借入金 | 571,295千円 |
| 未払金 | 35,341千円 |
| 未払費用 | 30,845千円 |
3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- 再 評 価 の 方 法 : 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。
- 再評価を行った年月日 : 2001年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 : 1,332,684千円

4. 偶発債務

当社は、2013年4月8日付けで東京地方裁判所において訴訟の提起を受けておりましたが、2020年3月12日付けで原告との間で和解が成立しております。

これに伴い、和解金（特別損失）40百万円を計上しております。

(1) 訴訟の提起に至った経緯

積水化学工業株式会社は、当社からOEM供給（受託者が、製品を設計した上で、委託者のブランド名で製品を製造し、委託者に供給すること）を受けていた製品の設計不備に起因し、顧客宅に設置された製品の電源ユニットが発火する火災事故が発生したとして、積水化学工業株式会社が負担することとなったリコール費用について賠償を求める訴えを提起したものです。

(2) 訴訟を提起した者

- ① 名称 積水化学工業株式会社
- ② 所在地 大阪府大阪市北区西天満二丁目4番4号
- ③ 代表者 代表取締役 根岸 修史

(3) 訴訟の内容及び請求金額

- ① 訴訟の内容
不法行為に基づき、発生した損害の一部請求
- ② 損害賠償請求金額
1,274,274千円及びこれに対する2012年12月13日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

5. 受取手形割引高

受取手形割引高

103,327千円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高 …………… 588,381千円

仕入高 …………… 124,047千円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

176,131千円

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

普通株式	当事業年度期首	7,001株
	増加	663株
	減少	一株
	当事業年度末	7,664株

(注) 増加数は既存株主からの単元未満株式の買い取りによるものです。

Ⅴ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金、製品保証引当金の否認等であります。

VI 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 I H I	(被所有) 51.19	製品の販売・資金 の借入	製品の販売	588,381	売掛金	486,684
				資金の借入	—	短期借入金	571,295
				支払利息	415	—	—

- (1) 取引金額には消費税などを含まず、期末残高には消費税などが含まれております。
- (2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (3) キャッシュ・マネジメント・サービス(CMS)の契約を締結しており、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、資金の借入・返済を繰り返し行っておりますので、取引金額の記載を省略しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の 子会社	株式会社 I H I エアロ スペース	—	製品の販売	製品の販売	123,566	売掛金	149,305

- (1) 取引金額には消費税などを含まず、期末残高には消費税などが含まれております。
- (2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

VII 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 441円29銭
2. 1株当たり当期純利益 29円44銭
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)
- | | |
|--------------|-----------|
| 損益計算書上の当期純利益 | 390,705千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 390,705千円 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月4日

明星電気株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大屋 浩 孝 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高梨 洋 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明星電気株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年6月4日

明星電気株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大屋 浩 孝 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 梨 洋 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星電気株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて、取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月4日

明星電気株式会社 監査役会

常勤監査役	坂	卷	伸	幸	Ⓔ
監査役	磯	本	聡	一	Ⓔ
社外監査役	入	澤	武	久	Ⓔ
社外監査役	中	村	明	弘	Ⓔ